

「静岡ぬくもりの空間」推進事業 事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、オクシズ材活用協議会（以下「協議会」という。）が行う、「静岡ぬくもりの空間」推進事業の実施に必要な事務手続きを定めるものとする。

(事業の内容)

第2 当事業は、静岡市における森林の公益的機能の維持と市産材（静岡県木材協同組合連合会が交付する「県産材販売管理票」の「市町村番号」が「33」、「29」、「30」、「32」である木材製品のこと。以下「市産材」という。）の普及啓発および円滑な流通を推進するため、以下の内容のとおり実施するものとする。

- (1) 提供する木材製品は、市産材のうち協議会が認証したヒノキまたはスギとする。
- (2) 提供数は、金額換算し、新築・改築の場合 500 万円、改修の場合 300 万円を超えないものとする。
- (3) 提供数は、予算の範囲以内とする。

(採択条件)

第3 事業の採択条件は以下のとおりとする。

- (1) 木材は、市内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたものを使用すること。
- (2) 市内のこども園・幼稚園・保育園の園舎、及び、社会福祉法第3条に基づく福祉施設等を新築・建替えまたは改装すること。
- (3) 中山間地域にあつて地域の交流スペースとしての公共性を有し、観光交流・教育等の地域振興に資する施設のうち、協議会が認可した建物であること。
- (4) 市内にあつて不特定多数の利用または来訪が期待される準公共施設のうち、協議会が認可した建物であること。
- (5) 提供された木材は、申請した建築現場以外では使用しないこと。
- (6) 建築現場に市産材使用の表示PRをし、見学会など市産材普及に協力すること。

(事業申請)

第4 事業を申請する者（以下「申請者（施主）」という。）は事業内容を確認の上協議会に、木材の提供についての申請及び確認書（様式第1号）を提出する。なお、申請にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書(写)・・・(新築・改築の場合)
- (2) 建築確認申請に使用した図面の写し(各階平面図及び協議会が審査に必要とする図面)
- (3) 木材使用内容及び市産材使用計画書(様式第2号)
- (4) 請負契約書(写)

(事業決定)

第 5 協議会会長は、申請の内容を審査・決定をし、速やかに申請者（施主）に通知（様式第 3 号）する。

(事業変更)

第 6 申請者（施主）は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに協議会に変更申請し、承認を得るものとする。

(木材の引渡し)

第 7 協議会は、決定通知を交付した後、申請者（施主）とあらかじめ指定しておいた場所で引渡すものとする。

2 協議会は、引渡し前に規格・含水率等についての木材の検査を行う。

3 検査を終了した木材には、協議会が指定する印を押印するものとする。

4 申請者（施主）は、木材の納品を確認したときは、受領書（様式第 4 号）に記名押印し協議会に提出する。

(市産材の使用状況の確認)

第 8 申請者（施主）は、市産材の使用状況について、提供製材品使用終了後は事業終了報告書を提出し、協議会による検査を受けなければならない。

2 上記の検査は、木材使用内容及び市産材使用計画書（様式第 2 号）について行うものとする。

3 上記の検査を受けようとする者は、市産材活用空間証明申請書（様式第 5 号）及び市産材使用の証明書（県産材販売管理票を含む）を、検査 14 日前までに協議会会長あてに提出しなければならない。

(検査)

第 9 協議会会長は、市産材活用空間証明申請書の提出があったときは、その後、現地にて市産材使用状況の検査を行うものとする。

(検査結果の報告)

第 10 協議会会長は、検査に合格した場合は、地域材活用空間証明書（様式第 6 号）を申請者（施主）に送付するものとする。

(補助の中止及び返還)

第 11 協議会は申請内容と現場状況に相違があり、改善の見込みがないと認められるときは、木材の相当額を申請者（施主）から返還させることができるものとする。

(その他)

第 12 この要領で定めるもののほか、必要な事項については細目で定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成 24 月 1 日から施行する。

1 年会費の額は「静岡ヒノキ・スギの家」推進事業と同額とする。

1 事務取扱手数料の額は、様式 3 号の申請金額の 3%とする。